

飛騨市長及び飛騨市議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担についての意見と回答

募集期間	令和4年12月1日(木)～令和4年12月26日(月)
募集結果	1件

No.	意見・提案	選挙管理委員会の考え方
1	<p>(1)下記の3つは、公費負担に反対します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙運動用自動車の使用</li> <li>・選挙運動用ポスターの作成</li> <li>・選挙運動用ピラの作成</li> </ul> <p>(2)下記の1つは、公費負担に賛成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙公報の発行</li> </ul> <p><b>【理由】</b></p> <p>(1)昨今、宗教団体が政治団体を隠れ蓑にして地方議会に進出する動きが顕著になってきています。また事実（データ）に基づかない主張を言いふらす政党も地方議会へ進出し始めています。特に飛騨市の場合は前回無投票で更に欠員が出ているため、狙い目になっています。こうした布教活動や事実（データ）に基づかない主張を広めることを公費で助成するのはおかしいです。</p> <p>(2)供託物没収点（市議会議員選挙：有効投票総数を議員定数(14人)で除した数の10分の1）で上記のようなケースを防ごうとされていますが、洗脳やマインドコントロール及び今話題になっている台湾選挙におけるフェイクニュースの拡散のようなことにより、果たして防げるかは不明です。公費援助で浮いたお金がこうした活動に使われる可能性があります。</p> <p>(3)選挙運動にお金がかかって大変ならば、お金がかからない仕組みを導入すべきです。その点から「選挙公報の発行」は賛成します。その他には次の案があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターやピラは、選挙管理委員会のホームページに基準を決めて掲載する。</li> <li>・国政選挙で行っているテレビの政見放送のように、選挙管理委員会のホームページから基準を決めてインターネット上に政見動画による配信を行う。</li> </ul> <p>(4)そもそも前回定員割れした原因は「選挙出馬にお金がかかる(11%)」に比べて「仕事をしながら議員はできない(19%)」の方が多いので、「議員の働き方改革」をすべきです。例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン出席を認め、移動時間を無くする。</li> <li>・定例会の質問全文と市から第一次回答は事前にやりとりし、本会議はその回答に対する質疑だけとして会議時間を短縮する。</li> </ul> <p>(5)自治体と取引（300万円未満）がある個人事業主と地方議員の兼業を容認する議員立法が成立する見込みだそうで成立したら、大々的な広報をお願いします。</p>	<p>公職選挙法においては、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度が規定されております。選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用ピラの作成について、公費負担をすることにより、市長及び市議会議員の立候補者の政策等を広く市民に周知できることとなります。これにより、市民はより自身に近い考えの候補者を選択して投票できることとなり、間接的ではありますが、市民の皆様のご意見が反映され、サービス向上につながっていくものと考えられます。以上を踏まえ、いただいたご意見に関し、次のとおり回答します。</p> <p>(1)について 選挙公営制度の導入によって、直ちにご意見にあるような行為を助長することにはつながらないものと考えております。元来、候補者の主義主張は法令に反しない範囲において原則自由であり、その主義主張をどのように判断し、どの候補者を支持するかは選挙人の意思で行われるべきものです。なお、法令に反する行為等が行われた場合は、警察機関で然るべき対処が行われることとなります。</p> <p>(2)について 選挙公営制度の導入によって、直ちにご意見にあるような活動が行われることにはつながらないものと考えております。政治活動や選挙運動において、候補者等が主義主張を周知するために行うことのできる活動や文書図画の頒布等の行為は、その内容と範囲が厳しく制限されています。仮にご意見にあるような行為が候補者又はその関係者によって行われた場合は、当然に規制又は処罰等の対象になり得るものと考えられます。</p> <p>(3)について ご意見にあるような仕組みを導入するためには法改正が必要であり、実施は困難です。候補者等の政見等を広く選挙人に周知することは必要な取組みですが、その手法及び種類は法令によって制限されており、候補者等のポスターやピラをインターネットを利用して頒布することは許容されていません。また、市長及び市議会議員選挙における政見放送や経歴放送等を実施するための規定はありません。</p> <p>(4)について 選挙管理委員会の所管外の内容となりますので、回答は差し控させていただきます。</p> <p>(5)について 選挙制度に関する法改正等があった場合は、必要に応じて市民等へ周知するなど適切に対応します。</p>